

# 青少年インターネット環境の整備等に関する検討会報告書（案）に対する意見募集について

令和2年10月23日  
内閣府青少年環境整備担当

内閣府特命担当大臣の下に設けられた「青少年インターネット環境の整備等に関する検討会」（以下「検討会」という。別紙1参照）では、このたび、青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律の改正法附則第4条に定められた政府の検討に向けた提言案として、「青少年インターネット環境の整備等に関する検討会報告書（案）」（以下「報告書（案）」という。）を作成いたしました。

つきましては、「報告書（案）」について、令和2年11月1日（日）までの間、広く国民の皆様から御意見を募集します。

## 1 背景

平成30年2月1日に施行された「青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律の一部を改正する法律（平成29年法律第75号）」では、附則第4条において、「政府は、改正法施行後3年以内に新法第13条から第16条までに規定する義務の範囲の拡大を含め、青少年が青少年有害情報の閲覧をすることを防止するための措置の在り方について検討を行うこと」としています。

これを受け、現在、有識者にて構成される上記「検討会」では、附則第4条に係る提言を内容に含む報告書の取りまとめに向け、検討を進めているところです。

## 2 意見募集要領

意見募集対象は、別紙2「報告書（案）」（報告書の概要は別紙3参照）であり、意見募集の提出期限は令和2年11月1日（日）です。

なお、「報告書（案）」等は電子政府の総合窓口（e-Gov）（<https://www.e-gov.go.jp/>）の「パブリックコメント」欄に掲載するとともに、連絡先窓口において配布します。

詳細については、別紙4の意見募集要領を御覧ください。

## 3 今後の予定

お寄せいただいた御意見は、検討会委員等へお示しするとともに、報告書の作成にあたり参考とさせていただきます。

### 【連絡先】

内閣府政策統括官（政策調整担当）付  
青少年環境整備担当  
磯主査、岡部専門職  
TEL:03-6257-1443  
FAX:03-6257-1905